

田布施町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和6年8月9日(金) 9時30分～

2 場 所 田布施町役場 3階 議事堂

3 出席者
委員

会長 南 一成 出席☒ 欠席☐

会長職務代理者 小坂 竜一 出席☒ 欠席☐

農業委員

1 番 今井 清弘 出席☒ 欠席☐

2 番 福本 卓雄 出席☒ 欠席☐

3 番 重森 陽 出席☒ 欠席☐

4 番 永田 洋一 出席☒ 欠席☐

5 番 田熊 享子 出席☐ 欠席☒

農地利用最適化推進委員

6 番 西本 浩二 出席☒ 欠席☐

7 番 山城 啓一 出席☐ 欠席☒

8 番 野坂 雅司 出席☒ 欠席☐

9 番 塩田 博史 出席☒ 欠席☐

10 番 山本 泰弘 出席☒ 欠席☐

11 番 時廣 浩二 出席☒ 欠席☐

12 番 木下 嗣生 出席☒ 欠席☐

事務局

事務局長 長谷 満晴 出席☒ 欠席☐

書記 谷 光一郎 出席☒ 欠席☐

書記 西上 あきら 出席☒ 欠席☐

4 議事日程

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 現況証明について

田布施町農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

会 長 南 一 成

署名委員 重 孝 陽

署名委員 福 本 卓 雄

議長 ただ今から、令和6年第8回農業委員会総会を開催します。まず、日程第1『議事録署名委員の指名』を行います。本日の議事録署名委員に福本委員と重森委員を指名します。

つづきまして、日程第2

『議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について』

『議案第2号 現況証明について』

を議題といたします。

それでは「議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号3と4を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南東800mに位置する第三種農地です。位置は5条－1で示しています。転用目的については、所有権移転で自己用住宅です。譲受人は現在町外のアパートに居住していますが、この度地元に戻るようになったため申請に及んだとのこと。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

時廣委員 特に問題はないと思っております。

重森委員 現況は畑で作ったりしておりますが、特に問題はないと思います。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。（質疑なし）特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）挙手全員です。したがって、議案第1号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第1号2番についてですが、こちらは、議案第1号3番の案件と関連するものです。ここで^{はかり}お諮りします。田布施町農業委員会総会会議規則第9条に基づき、関連案件と考えられる議案第1号2番及び議案第1号3番を一括して議題としてもよろしいでしょうか。(全員同意)

それでは議案第1号2番及び議案第1号3番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号5と6を一緒にご覧下さい。申請地は、役場より東1kmに位置する第三種農地です。位置は5条ー2と5条ー3で示しています。転用目的については、所有権移転で自己用住宅です。譲受人は現在町内のアパートに居住していますが、現住居に近く、平屋を建てるのに適した広さの土地を以前より探しており、適地が見つかったためこの度の申請に及んだとのこと。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地につきましては、この書類によりますと地目は田んぼとなっておりますが、現況は畑でした。で、あの周りも住宅地となっておりますので別に問題はありません。

南委員 私も問題ないと思っております。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号2番及び議案第1号3番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号2番及び議案第1号3番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第1号4番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 議案の説明に入る前に、一点訂正をいたします。7ページに記載されている「転用目的」について、現在駐車場と記載がありますが、正しくは機材置場ですので、訂正をお願いいたします。申し訳ありません。

それでは説明に戻ります。ページ番号7から10を一緒にご覧ください。申請地は、役場より北西約3.7kmに位置する第二種農地です。位置は5条ー4で示しています。転用予定地は2箇所あり、どちらも所有権移転ですが、7ページの分については転用目的が機材置場、9ページの分については転用目的が資材置場となります。

譲受人は、現在法人として建設業を営んでおり、また社長個人としては農業にも力を入れています。そのため、7ページの分には、土木工事に必要なユンボ等や、農業に必要なトラクター、コンバイン等の機材を置いて利用予定とのこと。

また、9ページの分については、土木の資材置場として利用予定です。なお、こちらの申請地については、農地に既に小屋が2棟既に建っており違反転用状態ですので、追認申請と併せて今後農地法遵守を約束する旨を記載した始末書の提出がありました。既にある小屋については農業用器具置場として譲受人が利用します。また申請地の付近にある家屋については、譲受人が申請地と併せて購入し、会社事務所として利用するとのこと。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

西本委員 それではですね、最初の7ページのところなんですが、この度の転用のところは荒廃をしてですね、周りも全て原野になって荒れて手がつけられない状態になっております。その中のこの番地に今の資材置場として農業関係の資材とそして建設の資材を置かれるということです。もう周りも荒廃して、

まあ町道と隣接しているんですけれども手がつけられない状態ということで、この度転用で整理されるんではないかと思います。それと次なんですけど、これも変則なんですけども、現在ですね、この転用地の中にお墓があったり、建物もですね、資材、乗用の農機具を入れておられます。まあそういったことで周りの方は管理をされておられます。そしてもう一つの建屋についてはなんか、みんなが話し合えるような場をですね、設置されておられます。その間に建設関係の資材を置かれるということであって、周りもほとんど山と化しておりますので管理をされる上で適切であり、問題ではないのではないかと思います。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありますか。はい、どうぞ、福本委員。

福本委員 あの一、会社ですね。

南委員 ○○っていう会社？

福本委員 はい。あの一土建業をやられてるんですけど、今後田布施の今まで○○建設が○○でやっていた土地、農地を○○さんが引き受けたんだけど、やらなくなった、投げたんで、そこに入るような話を聞いたんですけど、それでいいんですかね。

事務局 そうですね。

福本委員 で、私心配なのが○○さんも投げた、○○も投げた、で、この経験がない○○さんが果たして…

事務局 それはですね、周南の方と平生の方で、4haほど既に水田を耕作されてるみたいで、利用権設定で農地を借りてですね。ですから、農業の経験自体は大いにあるのかなと。

福本委員 かなり投資もされてると聞いたので。

事務局 そうですね、まあ土建業の方で、ですかね。

福本委員 儲からんと大体こういうかんじのところは辞めますからね。次またまあ10年はやる…○○さんの例があるんで、でもちょっとね、地元との折

り合いもきちんとつけられるんだらうか。周辺の草刈りとかもですね。

事務局 これについては、川西の改善組合の方で今後話し合いをしていただくということになっております。

福本委員 それも、総会開かんといけんのんですよ。

事務局 そうですね。

福本委員 その前に、ここの話をつけておきたいということですか。

事務局 そうですね。で、まあ一応ですね、農業、その地元で農業ちゃんと出来るかっていうのと、今回の転用は許可基準に照らし合わせてもまあ関係がないところになってきますので。

福本委員 町の方で誘致したようなことはないわけですね。

事務局 誘致、というわけではなく、紹介というような形ですね。

福本委員 なるほど。まあ地元としてはですね、あの、もう荒れたままになっていて大変なんですよ。で、耕作者もほとんど高齢化で出来ない、誰かやってくれという思いでそういう話になったと思うんですけど、将来的に考えてまあ例えばここをどういうふうに農地として継続的に利用出来るかを考えると、ちょっとどこまでやるかは分からないじゃないですか。

事務局 それはやってみんと分かん部分はありますよね。

福本委員 それなりに努力はされると思うんですけど、まあ〇〇さんみたいに補助金つぎ込んで農業に取り組んでですよ、それを丸投げしてっていうのはちょっといかなものかという部分がありましてね。その繰り返しみたいにしていただいたら困るということなんですよ。

南委員 あの一実態を言うとですね、〇〇さんが〇〇という名前で耕作を始めたんですが、それは事実はずべて〇〇さんが耕作されてたんですよ。だから要するに〇〇と〇〇との間で金銭的なトラブルがあって、まあ結局〇〇は辞めたと。続いて〇〇さんがやるということだったんですが、どうも採算が合わんからやらんということで逃げられたんだと思います。で、過去のそういう経緯

があったことは別にして、新たにこういう〇〇という会社がそういう施設を使って作れるということですから、一番問題なのは地元とのいろんな接点、水の水利権とは草刈りの問題とか、そういうことがあるから福本さんは心配されていると思いますんで、そのへんのことは、今度やるんじゃない？話し合いを。

事務局 そうですね。

南委員 はい、そういうことなので、そこでまた色々話をしてもらおうということで、ここの農業委員会の今回の申請に関することとはちょっと別ですから、そのへんはご理解いただけたらと思います。

議長 そういうことで、今話がありましたけれども、西本さんの方の話では今のところというか逆に言うと荒れてるところを全部整理してくれるということですから、どっちかというの良い方にいくんじゃないかということで聞いております。そういうことで今ありました。そのほか質疑はありませんか。(質疑なし) よろしいでしょうか。まあ将来的にまだ不明のところもありますが、ぜひ農業委員会としても見守っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。次に、議案第1号4番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)挙手全員です。したがって、議案第1号4番は原案のとおり決定致しました。

次に、「議案第2号 現況証明について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号11をご覧ください。申請地は、役場より北西2.7kmに位置する第二種農地です。位置は現況-1で示しています。

事務局で現地を確認したところ、議案に示しているファームランドの位置とは反対側の北側の低くなっている道の方から見て、手前側はセイタカアワダチソウなどの雑草が生い茂っており、より奥側に進んだ山側の方については、竹や

低木の雑木等が生い茂っている状態でした。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

福本委員 山城委員と私で昨日現地を確認しました。あの一で、〇〇さんに来てもらっていろいろお聞きしたんですが、もう水が来んから田んぼにはならんのだと、で、もう荒らしてると。完全に放棄地になってますね。それであの、ポットの苗の土を捨てたりしてますね。ちょっと腑に落ちんところがあったんで、〇〇さんに確認したんですけども、その中に道路をつけてるわけです。これは許可を受けとるんかと聞きましたら、その上に〇〇〇〇の土地があって、その工事をするのに道路が狭いんで、そこに仮設道路をつけさせてくれと業者が話してきて、そこを自分の農地だけど今使っていないのでつけていいと、で、道路をつけるに際してはそのまま残しておいてくれと、いうことを言ったそうです。それで、農業委員会で問題になるんだったら業者に撤去してもらわんといけんと。まあ〇〇さんの方が自分から残しておくことを条件でつけたという経緯があるので、でも農業委員会の方で許可を出されたと思うんですけども、そのまま現在まで来ていたのではないかと思います。で、今後の利用については、もう水田としては利用できないので、地目変更したいというのが本音だと思います。実際あの周辺は保安林などの山が囲っている状況なので、山林として認めてくれんかみたいなことを言われたんですけども、山林では無理だろうと。綺麗に整備すれば水田としては無理でも、畑としては利用できるんじゃないかと思います。で、あの今の利用状況というのが、この申請地の上で粃すりをしてるわけですね。粃すりしてその粃がらを大きなパイプで下に落としている。で、その取り付きの道路が、小さいのがありますよね。704・・・㎡の、ここにまた落としているのに道路をつけている。申請したことはないと言ってましたんで、どうしたもんかなと、ここで諮って審議していただけたらなと思います。まあ、利用するとしたら水田では無理なんで、なんらかの形に地目変更

するほうがいいかなと思いました。

議長 まあ農地としては難しいということで、意見がありました。何か質疑等
はございますか。(質疑なし) 特にないようですので、議案第2号1番は総会
終了後、事務局と署名委員2名が現況の確認を行い、申請内容と相違ないと判
断した後に証明書を発行いたします。

次に、議案第2号2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号12と13を一緒にご覧ください。申請地は、役場より北
東約1.4kmに位置する第二種農地です。位置は現況ー2で示しています。
事務局で現地を確認したところ、申請地は既に公衆用道路として利用されてお
り、現況は道です。申請地はもともと県所有の農地で、平成24年に県事業で
道路の拡幅工事が行われ、その後所有権は田布施町に移転しましたが、地目変
更がなされていなかった経緯があり、この度の申請となりました。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたら
お願いします。

山本委員 現地を確認したんですけれども、現況は道路事業で作った道で完全
にアスファルトに覆われ町道になっておりますので、問題はないと思います。

永田委員 問題ありません。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、議案第2号2
番は総会終了後、事務局と署名委員2名が現況の確認を行い、申請内容と相違
ないと判断した後に証明書を発行いたします。

議長 それではこれより協議事項に移ります。

(協議終了)本日の日程は全て終了しました。令和6年第8回田布施町農業委員
会総会を閉会します。